

令和3年度 春日井市監査計画

監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)等の規定に基づき、監査、検査及び審査を次のとおり実施する。なお、実施に当たっては、春日井市監査基準に準拠する。

1 財務監査

法第199条第1項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(1) 定期監査

対象部局及び実施時期は年間監査計画表(別紙)のとおりとする。主として本年度(10月までに実施する監査については、前年度)の関係書類等を抽出調査し、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行うものとする。

(2) 施設監査

対象施設は、公園、保育園及び小・中学校とし、実施時期は年間監査計画表(別紙)のとおりとする。施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うものとする。

(3) 工事監査

対象工事及び実施時期は年間監査計画表(別紙)のとおりとする。設計、契約及び施工等に関して、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うものとする。

2 行政監査

法第199条第2項の規定により、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。特定のテーマ及び実施時期については、別に定める。

3 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定により、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該

財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

(1) 出資団体監査

対象団体及び実施時期は年間監査計画表（別紙）のとおりとする。主として本年度（10月までに実施する監査については、前年度）の関係書類等を抽出調査し、関係職員（所管課職員を含む。）からの説明聴取を行うものとする。

(2) その他

必要に応じ、財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施する。

4 例月出納検査

法第235条の2第1項の規定により、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。原則として毎月25日を例日とし、前月分の出納を対象とする。

5 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

(1) 一般会計及び特別会計決算審査

(2) 公営企業会計決算審査（春日井市民病院事業、水道事業、公共下水道事業）

6 基金運用審査

法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。市税還付金等繰替基金、土地開発基金及び水洗便所改造資金貸付基金を対象とする。

7 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

(1) 健全化判断比率審査

(2) 資金不足比率審査

その他必要な事項については、適宜定めるものとする。

年間監査計画表（令和3年度）

種別 月	財 務 監 査			財政援助団体等 監 査	審 査	検 査
	定 期	施 設	工 事			
4						例 月 出 納 検 査 毎 月 25 日
5		公 園				
6		保育園				
7	環境部			食育推進給食会	決算審査 一般・特別会計 公営企業会計 基金運用審査 健全化比率審査 資金不足比率審査	
8						
9		小・中学校				
10	文化スポーツ部			市民文化財団		
11	産業部 議会事務局 会計課					
12	教育委員会 市民生活部			健康管理事業団		
1	青少年子ども部		市民病院手術 室等拡張工事			
2	健康福祉部 市民病院					